

# 公益財団法人 全日本空手道連盟

## 公認称号規程

この規程は、中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

### (目的)

第1条 この規程は、連盟の普及発展のために、功績のあった者に、公認称号を贈ることを目的とする。

### (称号の名称及び段階)

第2条 称号は全空連錬士、全空連教士、全空連範士の3段階とする。

### (称号の授与)

第3条 称号は、会長推薦並びに都道府県連盟、競技団体及び協力団体の会長の推薦に基づき、常任理事会の審査を得て会長がこれを授与する。

### (称号証書)

第4条 称号はこの規程に定める審査を経て、その資格を取得した者に対し、会長名の称号証書を授与する。

### (申請資格)

第5条 称号の申請対象者は、次の資格を有しなければならない。

2. 連盟の会員登録者で公認段位を有し、別表に掲げる要件を満たす者。

### (申請手続)

第6条 称号の申請対象者は、本連盟、都道府県連盟、競技団体及び協力団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は、別に定める。

### (審査時期と方法)

第7条 称号審査会は、原則として年1回とし、時期については連盟より公告又は通達する。

2. 称号審査は、書類審査により行う。

(審査料及び登録料)

第8条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

2. 合格者は、本連盟が指定する期日までに登録料を納入しなければならない。

3. 審査料及び登録料の金額は、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(規程の改正)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(不適切な金銭等の授受・提供の禁止)

第10条 公正な審査会を期すため、審査会に係るすべての審査員、受審者は不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供をしてはならない。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月2日から施行する。
3. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
4. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
5. この規程は、平成28年12月9日から施行する。
6. この規程は、平成30年5月19日から施行する。
7. この規程は、平成30年12月7日から施行する。
8. この規程は、令和元年5月18日から施行する。

別表(第5条関係受審者の資格基準)

称号	公認段位	取得年数及び資格	年齢	摘要
鍊士	5段以上 取得後 1年以上	地区審判員(組手・形) 公益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ2以上	40歳 以上	指導者として、斯道に功 績顕著であること。
教士	6段以上 取得後 1年以上	鍊士取得後1年以上 全国審判員(組手・形) 公益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道コーチ3以上 全空連3級資格審査員以上	50歳 以上	指導者として、斯道に功 績顕著であり、技能識見 を備わっていること。
範士	8段以上 取得後	教士取得後1年以上 全国審判員(組手・形) 公益財団法人日本スポーツ 協会公認空手道上級コーチ4 全空連2級資格審査員以上	60歳 以上	指導者として、徳操高潔、 識見高邁にして斯道の範 たること。

(注) 1. 称号の取得は、鍊士、教士、範士の段階をおって申請しなければならない。

2. 年齢は称号審査会の開催日を基準とする。